

新潟市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第22号

新潟市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立児童発達支援センター条例施行規則（平成27年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

別表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が3人以上いる通所給付決定保護者（その出生の早いものから数えて、第3子以降の当該通所給付決定を受けた障がい児がいる通所給付決定保護者に限る。）	0円
---	--	----

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。